

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ガンビア	食糧援助に関する日本国政府と ガンビア共和国政府との間の交 換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	180,000 千円 H17. 3.25まで	H16. 3.26 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 中島明在ガンビア 大使(セネガルにて兼轄) ガンビア側 エグ・モヤール・ タール在セネガル ガンビア高等弁務官	H17. 5.27 325号
ガンビア	第二次地方飲料水供給計画のた めの贈与に関する日本国政府と ガンビア共和国政府との間の交 換公文	第二次地方飲料水供給計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設及び改善に必要な生産物及び役務の 供与 2. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	276,000 千円 H17. 3.31まで	H16. 9.14 バンジュ ールで (同日)	日本側 中島明在ガンビア 大使 ガンビア側 バゾカール・ フレース・イスマイラ・ ジャニーニョ外務大臣	H17. 5.16 265号
ガンビア	食糧援助に関する日本国政府と ガンビア共和国政府との間の交 換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	180,000 千円 H18. 3.31まで	H17. 4.25 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 中島明在ガンビア 大使(セネガルにて兼轄) ガンビア側 アミナタ・ド ラメ＝ジャヤーニョ在セネ ガル ガンビア高等弁務 官事務所臨時代理大使	H17. 6.24 507号
ガンビア	第二次地方飲料水供給計画のた めの贈与に関する日本国政府と ガンビア共和国政府との間の交 換公文	第二次地方飲料水供給計画の実施するために必要な 1. 給水施設の建設又は改修に必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	256,000 千円 H18. 3.31まで	H17. 6.16 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 中島明在ガンビア 大使(セネガルにて兼轄) ガンビア側 アミナタ・ド ラメ＝ジャヤーニョ在セネ ガル ガンビア高等弁務 官事務所臨時代理大使	H17. 7.26 695号
ガンビア	ガンビア共和国政府に対する贈 与に関する日本国政府とガンビ ア共和国政府との間の交換公文	ガンビアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むガンビアの経済困難緩和に寄与するため、両政府 の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するため の資金を贈与すること。	300,000千円 -----	H17. 8.26 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 中島明在ガンビア 大使(セネガルにて兼轄) ガンビア側 アミナタ・ド ラメ＝ジャヤーニョ在セネ ガル ガンビア高等弁務 官事務所臨時代理大使	H17. 9.21 951号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。